

平成22年4月1日施行

神奈川県公共的施設における
受動喫煙防止条例

副流煙



喫煙禁止区域では吸わないでください！
未成年者を喫煙区域や喫煙所に入れないで
ください！

条例に基づき平成22年4月1日より

禁 煙

とさせていただきます



問い合わせ先: 茅ヶ崎保健福祉事務所 企画調整課
電話 0467-85-1171(代)

神奈川県公共的施設における
受動喫煙防止条例

平成22年4月1日より
条例に基づき

禁 煙

とさせていただきます



問い合わせ先：茅ヶ崎保健福祉事務所 企画調整課
電話 0467(85)1171(代)